



吉川貴盛被告

鷄卵生産大手「アキタフーズ」グループの秋田謹祺元代表(88)は贈賄罪などで起訴され、東京地裁は26日、懲役2年6月、執行猶予4年、追徴金500万円(求刑懲役2年6月、追徴金500万円)の判決を言い渡した。いずれも詫びと認定した上で、「大臣として農林水産行政の公正さに悪影響を及ぼし、非常に悪質だ」とした。

弁護側は、現金は「政治活動の応援」との趣旨で、吉川貴盛被告

告(71)に、東京地裁は26日、懲役2年6月、執行猶予4年、追徴金500万円(求刑懲役2年6月、追徴金500万円)の判決を言い渡した。いずれも詫びと認定した上で、「大臣として農林水産行政の公正さに悪影響を及ぼし、非常に悪質だ」とした。

主張したが、向井貴津子裁判長は、元農相が政治資金収支報告書に記載しておらず、上書き多額の現金をねじ込まれた受け取り状況を考慮。「詫び裏に扱うべき性質の金額と理解し、職務に関する期待や趣向を含めて渡された可能性を認識していた」とした。

が使われており、「高度の倫理性、廉潔性の自覚が欠けている。政治獻金と思った」という不合理的で、一般的な常識からかけ離れた弁解に終始し、政治家として反省していない」と非難した。

一方、現金を求めるやうな行為はない、政策判断があ

# 吉川元農相に有罪判決

東京地裁

## 500万円賄賂認定

- 元農相吉川貴盛被告は懲役2年6月、執行猶予4年、追徴金500万円
- 受け取った現金計500万円は農相の職務に関する賄賂
- 職務に関する期待や意図を含めて現金を渡された可能性を認識していた
- 一連の收賄行為は、大臣として農林水産行政の公正さに悪影響を及ぼし、非常に悪質だ

年11月～19年8月、家電を  
判決によると、2018年11月～19年8月、家電を  
買取った。元農相は21年10月、元農相に渡した現金を詫びと認定し、秋田元代表に懲役1年8月、執行猶予4年の有罪判決を言い渡し、後に確定した。

快適な環境で飼育する「アーマルウェルフェア」の国際基準に反対するなど、鷄卵業界に便宜を图つてもいいとしたとの趣旨と知りながら、大田區などで秋田元代表から計500万円を受け取った。公判では、農相の在任期間外でも計1300万円を元代表から受領したことが明るかになった。東京地裁は21年10月、元農相に渡した現金を詫びと認定し、秋田元代表に懲役1年8月、執行猶予4年の有罪判決を言い渡し、後に確定した。